

施設使用時の注意事項（深江ふれあいの家）

利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用したり、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないで、火災盗難の防止、秩序維持に協力し、相互親睦に努めること。
- (2) 危険物又は動物等他人に迷惑を及ぼす物品等を携行しないこと。
- (3) 許可を受けた目的以外に施設を利用せず、許可又は承認を受けていない施設並びに設備及び物品を使用したり、所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) 許可なく寄附の募集や物品の販売、宣伝又は広告等をしないこと。
- (5) 建物、設備、備品等に損傷を与えたり、又は紛失汚損をしないこと。
- (6) 利用後の整理整頓、清掃、火気、電灯及び施錠を点検し、清潔防犯の保持に努めること。
- (7) 職員の指示する事項に従うこと。
- (8) 建物、施設、備品等を滅失し、又は損傷したときは、直ちに係員に届けなければならない。

（浴場の利用）

- (1) 感染性の疾病にかかっている者又は酒気を帯びていると認められる者は、入浴してはならない。
- (2) 浴槽内で身体を洗ったり、洗濯等をしないこと。
- (3) 入浴中の衣類、貴重品等の盗難防止に努めること。
- (4) 12歳以上の男女は混浴しないこと。
- (5) その他公衆衛生、善良な風俗の保持に協力すること。